

監修：内閣府（防災担当）
編集協力：総務省消防庁

広 報

ぼう さい

特 集

被災者生活再建
支援法を改正

第21号

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2004年5月

過去の災害で被災した住宅



CONTENTS

2 巻頭言

東京海上火災保険株式会社
樋口公啓相談役

3 グラビア

4 特集：被災者生活再建支援法を改正

10 災害報告

三宅島帰島プログラム準備検討委員会
最終報告
イラクにおけるユーフラテス川の氾濫
被災者生活再建支援金の支給状況

12 中央防災会議報告

13 動向・報告

南関東地域直下の地震に係る内閣総理
大臣指示事項への報告
14 東南海・南海地震防災対策推進基本計画
長周期地震動対策関係省庁連絡会議
16 津波・高潮ハザードマップマニュアルの策定
17 防災力向上のための意見募集
(民間と市場の力専門調査会)
防災基本計画の修正
18 国連防災世界会議第1回準備会合

19 information

住民基本台帳カードを活用した避難者
情報サービス
20 人と防災未来センターの研修
21 平成16年度総合防災訓練大綱
22 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対
策特措法
国連事務次長の訪日
6月～7月の行事予定
23 人事異動
3月～5月の動き

防災と企業



東京海上火災保険株式会社相談役

樋口 公啓

昨年来、企業人の立場から、中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」の座長を務めさせていただいております。この専門調査会は、その前年に開催された「企業と防災に関する検討会議」を受けて設置されたもので、民間と市場の力を地域や社会の防災力向上にどう活かすかを柱に議論をしています。

従来、国や自治体の防災基本計画では「行政」と「住民」の役割に焦点が置かれてきましたが、施策の対象となる住民の多くは、取りも直さず、企業や商店会や農協などさまざまな組織に属する人々とその家族であり、その組織が災害発生時にどう対応するのか、日常の予防活動をどのように実施しているのが、災害対策を論ずるうえでのキーポイントとなってきています。

企業が行う災害対応を考えると、多くの人は災害発生時の寄付やボランティアなどの社会貢献活動を思い浮かべるでしょう。これはこれで大事なものですが、企業にはもっと本質的な防災活動があります。それは、第一に顧客や従業員の生命を守ることであり、自社が原因となる二次災害を防ぐことです。そして忘れてならないのは、業務を早期に復旧させ、顧客へ商品・サービスを提供し、従業員の給与、株主への配当を支払うといった企業としての責任を果たすための業務継続計画の遂行です。

一方で、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）が叫ばれている今日、日本企業にとって防災対策はCSRの重要な要素であり、災害に強い企業体質を海外にアピールすることは十分価値があると言えます。

地震対策を論ずるときでも、ややもすれば地震発生時の行動に焦点が集まりがちですが、大切なのは地道な日常の取り組みです。防災に役立つ商品を開発するというのも企業の重要な役割で、耐震・免震住宅は言うまでもなく、情報収集機能の向上、家電製品の転倒防止策等々、私たちの日常生活の中にも徐々に広がりを見せてきています。環境にやさしい商品が一定の市場を確保したように、防災を考慮した商品も国民の支持を得て普及していくことが望まれます。

防災においては自助、公助はもとより共助の重要性が高まってきております。企業は地域社会で主に経済的役割を担っていますが、共助の観点から社会の防災力の向上に貢献できるように環境を整えていくことが必要と考えております。

（民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会座長）

兵庫県立広域防災センター 開所式（平成16年3月21日）



■井上防災担当大臣などによるテープカット



■開所式で挨拶する井上防災担当大臣

噴煙をあげる三宅島雄山



■写真提供：三宅村
（平成16年4月4日撮影）

➔ P10～11
三宅島帰島プログラム準備
検討委員会最終報告参照

国連事務次長の訪日（平成16年3月15日）



■井上防災担当大臣とエグランド国連事務次長との会談 ➔ P22参照

被災者生活再建支援法を改正

災害で被災された方々の住まいを安定させ、自立した生活再建を支援するため、被災者生活再建支援制度を拡充する居住安定支援制度が創設されました。4月1日から施行された新制度について紹介します。



■ 阪神・淡路大震災

経緯と制度拡充の意義

被災者生活再建支援制度

阪神・淡路大震災などの災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた被災者の中には、経済的理由などで、従来の低利融資や税の減免などの措置だけでは、自立した生活の再建をすることが困難な方々が存在します。

こうした実情や教訓をふまえ、平成7年9月に、全国知事会が「地震等災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議」を行いました。その後、関係機関などによりさまざまな検討が進められ、最終的に自民、さきがけ、民主、公明、自由、社民の6党共同提案で「被災者生活再建支援法」（旧法）が提出され、平成10年5月に成立しました。

この法律では、被災した地方公共団体のみでは対応困難な一定規模以上の災害（災害救助法適用災害と同規模、住宅全壊が同一市町村内10世帯以上、同一都道府県内100世帯以上など）について、全国の都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、真に支援が必要な被災世帯（年収500万円以下、または年収500万円超800万円以下の世帯で一定の年齢要件などを満たすもの）に対し、家財道具購入などに必要な経費として最大100万円の支援金を支給し、国がその費用の1/2を補助することを規定しています。

当初から、家財道具などの必要最低限の経費だけではなく、「住まい」の問題、安定した居住を確保することこそ、被災者の自立した生活再建を支援する上で最重要課題のひとつであるとの意見が出されていました。しかし、典型的な個人資産である住宅の再建等への支援のあり方については、さまざまな議論があることから、旧法の附則第2条において、「自然災害により住

宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されていました。また、衆議院災害対策特別委員会における附帯決議において、旧法の「施行後5年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」とされていました。

政府においてもこの問題の検討を進め、平成14年7月には、中央防災会議に設置された防災基本計画専門調査会が「防災体制の強化に対する提言」において、「行政としては、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要。国は、現行の支援に加えて、安定した居住の確保のための支援策を講じるべきである。」との報告をしています。

居住安定支援制度の創設

平成15年7月、全国知事会議は、「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」を採択し、都道府県が新たに資金を拠出して、公的支援による住宅再建支援制度を創設することを決議しました。これを受け、内閣府は同年8月に被災者生活再建支援金の支給対象経費に被災者の居住安定のための経費を追加するなどの制度改正について、財務当局に予算要求をしました。知事会は、同年10月に300億円を新たに拠出することを申し合わせ、国に対して全壊世帯に200万円の支援金を支給するなどの制度創設の要望をしました。この結果、同年12月、防災担当大臣と財務大臣の折衝により、居住安定支援制度創設を含む被災者生活再建支援制度の拡充が平成16年度政府予算案において認められました。

具体的には、中央防災会議報告にあるとおり、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居などに際して、被災者が現実に負担する経費（解体・撤去費、ローン利子等の居住関係経費）を幅広く支援の対象とし、旧法に基づく100万円を上限とする生活再建支援金に加え、最大200万円の支援金を支給するもので、典型的な個人資産である住宅に係る支援についてさまざまな議論がある中で、可能な限り「公助」としての充実を図るものです。

従来、この問題は「住宅再建支援」としてとらえられていましたが、自宅を失った人の自宅再建だけでなく、自宅が全壊した世帯などが賃貸住宅に入居する場合や、入居していた賃貸住宅が全壊した世帯などが新たな賃貸住宅へ入居

または自宅を新築する場合などについても、被災者の居住安定確保の観点から、支援の対象としています。そのため、今回創設した新たな支援制度を、「居住安定支援制度」と呼ぶこととしたものです。

居住安定支援制度創設を含む被災者生活再建支援制度の拡充については、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」が国会に提出され、平成16年3月、衆議院および参議院においていずれも全会一致で可決成立しました。関係政令、内閣府令も併せて制定され、新制度はこの4月1日から施行されています。

（法令の条文などは <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h16/040405shienhou.html> 参照。）

■ 居住安定支援制度の特徴 ■

● 制度創設の意義

- 1) 融資、税制が基本の個人住宅支援の分野に、公的支援の仕組み（個人に対する直接現金給付）を導入
- 2) 「住まい」の問題は、生活再建の最重要課題
5年間結論が出せなかった「住宅再建支援」の議論に決着をつけ、
①賃貸住宅入居者まで含め幅広く支援する「居住安定支援」という公的支援（公助）制度を確立
②同時に、住宅再建は、保険、共済などによる自助・共助が基本であることを明確化
- 3) 「避難所→仮設住宅→公営住宅」という公的提供中心の支援から、民間ストックなども活用し、被災者ニーズに合った迅速で多様な支援を可能に

● 新制度の特徴

- 1) 阪神・淡路大震災時にはさまざまな議論を経て認められたものの、他の災害では認められていない全壊家屋などの解体・撤去費支援、ローン利子補給を、毎年のように発生する災害（同一市町村内全壊10世帯以上など）の被災者にも適用
- 2) 初めて個人に対して直接家賃補助を行う仕組みを制度化
- 3) 居住関係経費として、住宅再建などに通常要する経費を幅広く支援対象に
- 4) 支援対象を半壊世帯（大規模半壊）へも拡大
- 5) 概算払いなどを活用し、支援金が迅速かつ円滑に支給されるよう配慮

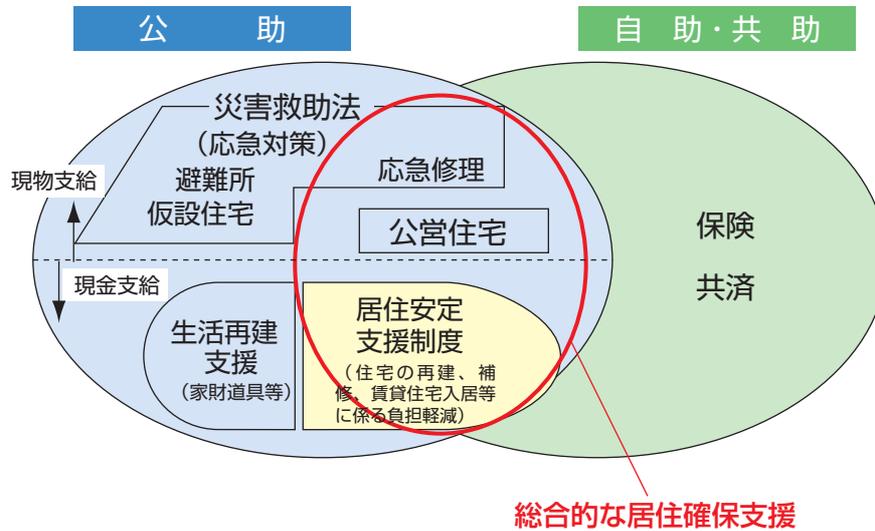
居住安定支援に関する経緯

| 年月 | 関 連 事 項 |
|--------|---|
| H 7.10 | 兵庫県が「住宅再建に関する共済制度」を提案（住宅所有者から掛金を固定資産税と同時徴収、全壊1,700万円） |
| H10. 5 | 被災者生活再建支援法成立（自、さ、民、公、由、社民共同提案） |
| H12.10 | 市長会・町村会が、共済方式による住宅再建支援（拠出金を固定資産税と同時徴収）に対し反対意見 |
| H12.10 | 鳥取県西部地震の全壊家屋等所有者に対し、県が住宅建設300万円、補修150万円支給 |
| H12.12 | 国土庁「被災者住宅再建支援検討委員会」（委員長：廣井東大教授）報告書（2年かけて検討、明確な結論を得られず） |
| H14. 6 | 「自然災害から国民を守る国会議員の会」が、全額公費による「被災者住宅再建支援法案（骨子案）」を了承（全壊750万円） |
| H14. 7 | 中央防災会議報告「防災体制の強化に対する提言」（防災基本計画専門調査会） |
| | <p>行政としては、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要。国は、現行の支援に加えて、安定した居住の確保のための支援策を講じるべきである。</p> |
| H15. 7 | 全国知事会議「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」 |
| H15. 8 | 全国知事会議「自然災害被災者支援制度の創設に係る制度設計等に関する緊急要望」 |
| H15.10 | 全国知事会議「住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に関する申し合わせ」（300億円を新たに拠出、全壊・再建世帯に200万円等を支給する案） |
| H15.12 | 防災担当大臣、財務大臣の折衝により、平成16年度政府予算案で「居住安定支援制度創設」を含む被災者生活再建支援制度の拡充が認められる |
| H16. 2 | 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」閣議決定、国会提出 |
| H16. 3 | 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」全会一致で可決成立 （衆、参附帯決議「本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること」） |
| H16. 4 | 改正被災者生活再建支援法および関係政令、内閣府令施行 |

次頁の図1に示すように、従来、被災者の居住確保に関しては、避難所、応急仮設住宅、公営住宅などの公的提供による支援策が中心でしたが、被災者の多様なニーズに対応し、自立した再建を後押しするという観点から、国費と都道府県の基金を活用して被災者への「現金支給」を行う制度である「生活再建支援制度」を拡充する形で、被災者に対し、支援金支給の形で居住安定支援を行う制度を創設したものです。

基本的な考え方は、従来の生活再建支援制度と同様、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しするものであり、住宅の再建などの居住の確保については、保険、共済などの「自助、共助」を基本に、「公助」でそれを側面的に支援するというものです。また、事前に住宅の耐震改修、補強を行うなど、自らの備えを行うことも重要です。

居住安定支援制度創設（被災者生活再建支援制度の拡充）



■図1 居住安定支援制度概念図

■ 居住安定支援制度をめぐる議論 ■

この問題に関しては、従来から、典型的な個人資産である住宅の支援のあり方をめぐって、多様な議論が展開されてきた。

平成7年10月、参議院本会議で当時の村山総理大臣が、「私有財産制のもとでは、個人の財産が自由かつ排他的に処分し得るかわりに、個人の財産は個人の責任のもとに維持することが原則になっている点についてご理解いただきたい」と答弁しているように、私有財産制度のもとで、財産の自由処分に政府が関与しないことと、政府が財産形成に関与しないことが大原則とされている。

今回の制度改正をめぐっても、国会などで、「住宅の建築費そのものを直接支援対象とすべき」との意見から、「国は個人の財産に一切責任を負わないことが原則のはず」、「個人住宅に対しては融資や税制による支援がこれまでのやり方」という意見まで、数多くの議論がなされた。そうした中で、今回の改正案は、従来、公的供給か間接的支援にとどまっていた個人住宅への支援に関し、可能な限り「公助」としての直接支援、金銭給付を制度化するよう努力したものである。

なお、こうした事後的救済を行うことは、自主的に事前に耐震補強を行った人と、そうでない人との間で不公平が生じるだけでなく、耐震化などの自助努力の意欲を阻害することにつながり、望ましくない、とする意見もある。

地震災害から命を守るために、住宅の耐震化など、事前の減災対策が重要であることは言うまでもない。今後とも、被災者支援の適切な対応とともに、耐震化などの減災対策推進に力を入れていくことが重要である。

居住安定支援制度の概要

支援金支給上限額

今後は、旧法の最大100万円の支援金に加え、全壊世帯の場合は、下記の上限200万円の支援金が支給されることとなり、最大300万円の支給が受けられます。新たに支援対象となる大規模半壊世帯の場合は、下記の上限100万円の支援を受けられます（旧法の支援金は支給されません）。

| | |
|--|-------|
| 自宅が全壊（または全部解体）した世帯が、自宅再建または新築などをする場合 | 200万円 |
| 自宅が半壊した世帯のうち、損壊などの程度が大規模（大規模半壊）である世帯が、自宅の補修をする場合 | 100万円 |
| 居住する住宅が全壊または大規模半壊した世帯が、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合 | 50万円 |

※1 他の都道府県へ移転する場合は、対応する限度額の1/2とする。

※2 大規模半壊世帯または従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合は100万円とする。

※3 旧制度と同様、収入500万円超の対象世帯については、上記の支給限度額の1/2、単数世帯は複数世帯の3/4の額を限度とする。

（注）「大規模半壊世帯」：「居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」（施行令第2条第3号）

支援対象経費

被災者が住宅を再建または購入などをする場合に通常必要となる以下の経費（居住関係経費）を、幅広く支援の対象（従来の特別経費と同様の扱い）とし、上限200万円の支援金を支給します。いずれも、原則として発災後3年以内（家賃等のみ2年以内）に支出される経費を対象とします。

- 被災世帯が居住する住宅の建て替えおよび補修に係る解体および整地に要する経費（実際に要する費用の70%を超えない範囲）
- 被災世帯が居住する住宅の建て替えおよび補修に係る以下の借入金関係経費
 - ・ローン利子（借入金の利子で、借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当する利子を対象とする）
 - ・ローン保証料
- 被災世帯が住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分を対象とし、発災後2年以内に限る）
- 被災世帯が居住する住宅の建て替えおよび補修に係る以下の諸経費
 - ・建築確認・完了検査等申請手数料
 - ・表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
 - ・仲介手数料
 - ・水道加入分担金

なお、支援金の支給にあたって、被災世帯が円滑に支給を受けられるよう、概算払い制度を活用するなど、運用上十分配慮するものとします。



■阪神・淡路大震災



■九州豪雨災害

写真提供：水俣市

生活再建支援制度に関するその他の拡充

対象自然災害要件の緩和

従前の制度は、市町村または都道府県単位での適用となっており、同一の自然災害で被災したにもかかわらず市町村区域または都道府県区域により適用、不適用となる不公平が指摘されていました。このため、本制度の適用市町村または都道府県の区域に隣接する市町村のうち、一定の要件を満たすもの（人口10万人未満で全壊世帯数5以上）については、本制度を適用することとしました。

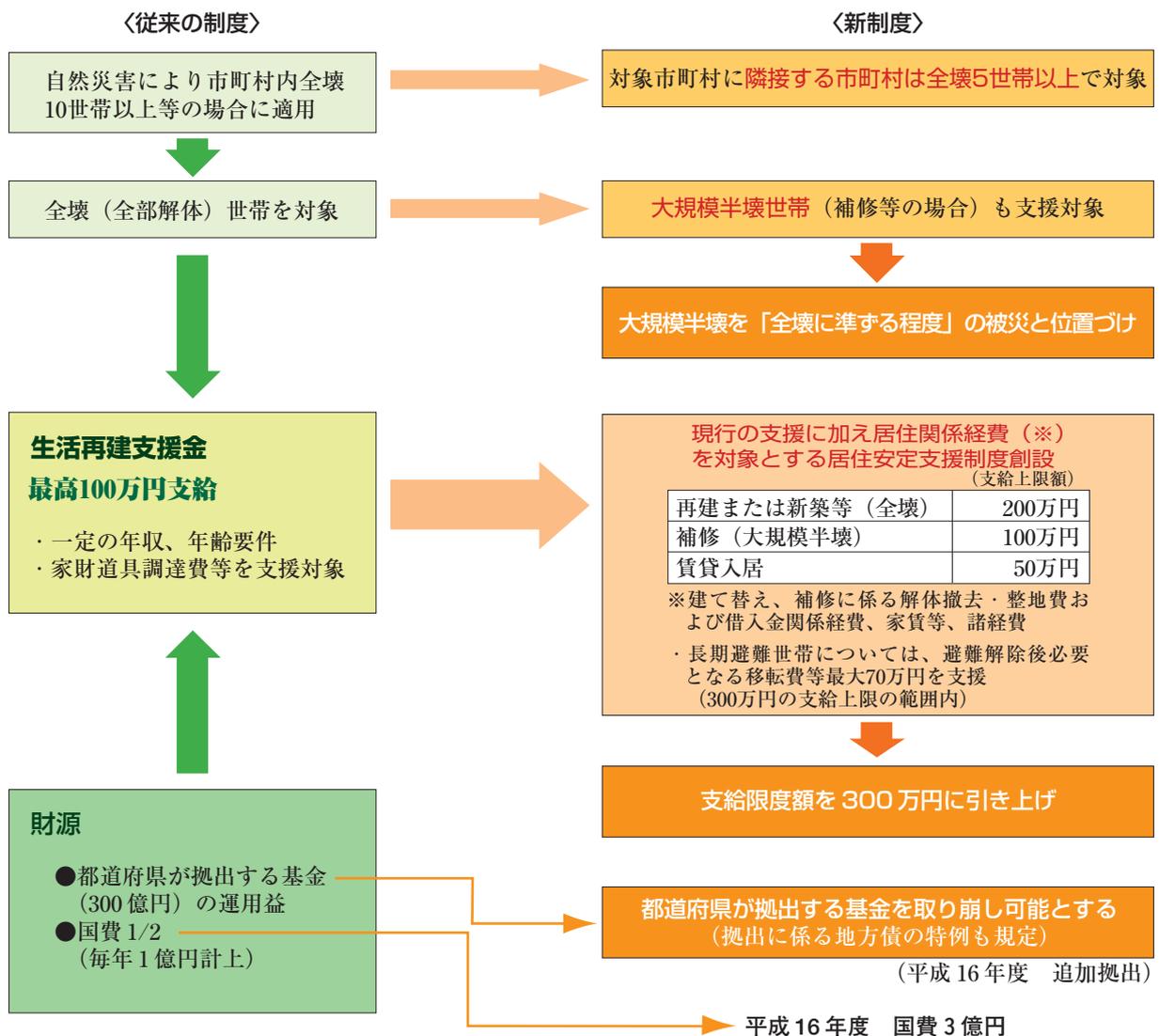
長期避難解除世帯特例

三宅島噴火災害のように、避難指示などが解除されないまま通算3年以上経過した場合で、避難指示などが解除された後2年以内に、被災前に居住していた市町村内に戻る世帯に対しては、移転費、物品購入・補修に必要な経費（長期避難解除世帯特例経費）に対し、70万円を上限として支援することとします（300万円の上限の範囲内）。

その他

被災者生活再建支援基金が設置する運用資金の取り崩しができるよう、必要な規定を整備しました。

■制度拡充の概要



三宅島帰島プログラム準備検討委員会最終報告

平成12年に発生した三宅島噴火災害については、火山活動は全体として低下傾向にあるものの、平成15年も依然として二酸化硫黄などの火山ガスが放出されており、島民は避難生活を余儀なくされています。内閣府、東京都、三宅村は、平成15年10月16日に「三宅島帰島プログラム準備検討会」を設置し、帰島に向けて必要となる各種対策と課題の検討を行い、平成16年3月30日に具体的な役割分担、スケジュールなどを明示した報告書を取りまとめました。



■噴煙をあげる三宅島雄山

写真提供：三宅村

本検討会は、諸準備を着実に実施することで、帰島に向けて一歩でも二歩でも近づくために、国、都、村がなすべきことを検討したものであり、避難指示解除の判断そのものは、今後、本検討会における検討結果をふまえた安全確保対策の実施状況やガスの状況を見つつ、村において総合的に判断されることとなります。

本検討会における①火山ガスによる健康影響を最小限に抑えるために安全確保策を検討する「安全分科会」、②災害復旧の仕上げと居住環境の整備に係る事項を検討する「基盤分科会」、③帰島後における当面の生活に係る事項を検討する「生活分科会」の概要は以下のとおりです。

三宅島帰島プログラム準備検討会の分科会と検討事項

| | | |
|--------|----------------|---|
| ①安全分科会 | 火山ガス監視・観測体制 | 既設（10箇所）の測定器に加え、15年度中に測定機器の増設など（4箇所）を行い、火山ガスの状況を把握。 |
| | 避難体制の整備 | 二酸化硫黄濃度が避難を必要とするレベルまで高まり、避難が呼びかけられた場合には、火山ガスの発生していない地域が安全な施設に避難する体制を整備。保育園、小・中学校、三宅高校については、火山ガスが発生しても緊急避難が不要となるよう脱硫装置の整備を含め、安全対策について検討。 |
| | ハイリスク者などへの対応 | 比較的低濃度の時点から対応が必要となる高感受性者、要援護者に対しては、個人別通信手段を確保するなど、特別な配慮を検討（家屋への脱硫装置整備については、必要性も含め検討）。 |
| | 高濃度地区対策 | 二酸化硫黄濃度の長期的影響の目安を上回る地域が存在している。仮にこうした状況の中で避難指示を解除する場合には、帰島までに当該地域の境界を決定し、一定の制限を行うなど、特別な対策が必要となる。そのため火山ガスの動向を見ながら帰島までに対応策を検討していく。 |
| ②基盤分科会 | 居住地の安全確保 | 平成17年度末までに51基の砂防ダムなどを整備。大雨で泥流の発生する恐れのある区域を示す三宅島泥流防災マップを、帰島の時期に合わせて更新。 |
| | 居住場所の確保 | 火山ガスの動向を見ながら、村営住宅の新設（60戸）、被害を受けた既存村営住宅の補修、建替えを実施。泥流被害にあった家屋の堆積土砂排除など、その他宅地内に残された堆積土砂排除の実施に向けて、災害査定を実施。 |
| | 公共施設の復旧 | 火山ガスの動向を見ながら、中央診療所、保育園などの復旧を進める。観光施設では、帰島後に、ふるさと体験ビレッジ、アカコッコ館を復旧し、観光客を誘致できるよう整備。 |
| | 生産基盤施設の整備 | 帰島の意思があり、営農再開後、一定期間の営農継続の意思がある農家の農地を対象として、農地復旧を図る。伊ヶ谷漁港などでは、嵩上げ、泊地しゅんせつなどの災害復旧を実施。 |
| ③生活分科会 | 生活に関すること | 被災者生活再建支援金の長期避難解除世帯特例（70万円）を活用した支援を実施。制度の対象とならない世帯に対しての支援（都制度）が可能かどうかの検討。その他、融資・利子補給などを行い、生活の早期安定に向けた支援を実施。 |
| | 住宅・災害廃棄物に関すること | 居住安定支援制度の活用を図るとともに、住宅の建設・補修などに係る融資・利子補給を実施。早期に廃自動車などの災害廃棄物を処理するなど生活環境の整備を図る。 |
| | 教育に関すること | 当面の小・中学校各1校体制にともなう通学手段の確保など、学校の再開に必要な体制を整備するとともに、児童・生徒の心のケアの実施、授業料減免などにより被災者の就学を支援。 |
| | 産業・雇用に関すること | 農業振興事業や磯根資源の回復、観光復興プログラムの策定、各種の融資・利子補給などにより産業の再開に向けた支援を行うとともに、復旧事業などを通じて島民の雇用創出を図る。 |



■三宅村住民説明会（於：東京都庁）

写真提供：三宅村

実際の帰島にあたって、本報告に掲げる各種対策の実施については、その際の状況をふまえ、事業の必要性を検討した上で、財源の手当てを含めたより具体的な実施計画を策定し、推進していくこととなります。今回、時間的な制約や帰島にあたっての前提条件が明らかでないなどの理由から、十分な議論を尽くせなかった課題もありますが、避難指示解除の判断が現実のものとなった段階で、その時期や方法に合わせて、

個々の具体的な対策の実施内容の検討や予算措置を含む意思決定がなされるべきものも含まれています。

国、都、村としては、本プログラムに基づき、今から実施できる対策にただちに取り掛かるとともに、今後、残された課題の検討や、帰島の時期や方法を含めた各種対策の準備を遅滞なく進めることとしています。また、村においては、報告書の内容を島民に説明し、帰島に向けた島民の意向調査を実施しています。

国外の災害報告

イラクにおけるユーフラテス川の氾濫について

イラク・ムサンナー県では、3月下旬から続く集中豪雨により、サマワを東西に横断するユーフラテス川が1988年以降16年ぶりに増水し、約300世帯が家屋浸水するなどの被害が発生しました。

わが国政府としては、被災民を収容するために、JICA備蓄の緊急援助物資テント240張を供与（約2,100万円相当）することを決定し（3月30日）、クウェートから被災地まで、航空自衛隊C-130輸送機および陸上自衛隊車両により輸送しました。また、現在サマワで平和維持活動中の自衛隊部隊が、土嚢積みなどの氾濫対処措置を行いました。

■海外の災害については、こちらをご覧ください。

外務省ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
国際協力機構ホームページ
<http://www.jica.go.jp/>
アジア防災センターホームページ
<http://www.adrc.or.jp/>
国連災害情報事務所ホームページ
<http://www.reliefweb.int/>

被災者生活再建支援法に基づく 支援金の支給状況

（平成16年4月30日現在）

（支給申請期間中のもの）

| 法適用年月日 | 支援対象 |
|------------|--------------------------|
| 平成12年6月26日 | 三宅島噴火災害 東京都（1村） |
| 平成15年7月18日 | 7月梅雨前線豪雨災害 福岡県（3市2町） |
| 平成15年7月20日 | 7月梅雨前線豪雨災害 熊本県（1市） |
| 平成15年7月26日 | 宮城県北部を震源とする地震 宮城県（全県） |
| 平成15年9月26日 | 十勝沖地震 北海道（全道） |
| 既支給世帯数 | 1,765世帯 |
| 支給額 | 13億5,653万円 |

（制度開始時からの総合計）

| | |
|--------|----------|
| 既支給世帯数 | 2,847世帯 |
| 支給額 | 22億386万円 |

中央防災会議 報告



平成16年4月20日、総理官邸において、中央防災会議が開催されました。

議事としては、まず平成16年度総合防災訓練大綱を決定しました。本年9月1日に行われる政府総合防災訓練は、東海地震を想定し、応急対策活動要領に基づく、注意情報発出から警戒宣言、地震発生後に至る総合防災訓練とすることとしています。また、警察庁、消防庁、海上保安庁および陸・海・空の統合運用の自衛隊による東海地震対応では初の大規模な広域地震災害応急対策訓練としています。

次に、昨年の総合防災訓練に先立って、内閣総理大臣から南関東地域直下の地震への対応として、広域医療搬送計画の策定、広域援助隊などの派遣および活動拠点の確保、自衛隊機の利用計画、緊急輸送路の確保など早急に検討を進めるよう指示があった事項についての検討結果を報告しました。今後、図上訓練などで検証を行い、さらに改善が必要な点については、引き続き検討を深めることとしています。

次に、会長専決事項について報告を行いました。具

体的には、本年3月31日の震災対策編などの一部改正を行った防災基本計画の修正、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条に基づく基本計画の作成のほか、地域防災計画の修正、激甚災害の指定が報告され、承認されました。

また、効果的・効率的な災害対策活動のための防災情報共有プラットフォームの構築についての説明と、来年1月に兵庫県神戸市において開催される国連防災世界会議についての説明がなされました。

委員からは、住宅の耐震化の目標値を設定して達成状況を評価しながら進めるべきだという意見や、災害時に対応する職員の安全確保、庁舎の耐震化、職員の後方支援が重要であるという意見などが出されました。

最後に会長である内閣総理大臣より南関東直下地震への対応策として、応急緊急医療体制について速やかに緊急医療チームの派遣体制を構築するよう指示がありました。

中央防災会議における小泉内閣総理大臣挨拶（全文）

東海地震はいつ起こってもおかしくない状態にあり、南関東地域も地震の活動期に入っているとされており、関係機関、国民の幅広い参加を得て、実践的な防災訓練を行い、災害への備えに万全を期すことが重要です。

本日は、平成16年度の総合防災訓練大綱を決定しました。また、昨年8月、関係閣僚意見交換会において私から検討を指示した課題の整備状況について報告を受けました。

南関東直下地震への対応策としては、応援部隊派遣のための体制整備、都県間の緊急輸送路の調整など目に見える改善の成果が上がっています。さらに調整を要する事項については、早急に作業を進めるよう改めてお願いします。とりわけ、広域緊急医療体制について、災害拠点病院の協力も得て、速やかに緊急医療チームの派遣体制を構築していただきたい。

わが国の提案により、来年1月、兵庫県神戸市で国連防災世界会議が開催されることになりました。関係国・機関と連携して会議の準備を進めてまいりたいと思います。

今後とも、委員の方々から忌憚のないご意見をいただきながら、政府、地方自治体、地域、ボランティア団体等が一体となって総合的な災害対策を一層推進していただくようお願いします。



南関東地域直下の地震に係る内閣総理大臣指示事項への検討結果報告

南関東地域直下の地震については、平成15年1月に行った図上訓練の反省点をふまえて、国が行う災害応急対策の課題について検討を開始しました。

平成15年8月の関係閣僚意見交換会において、国が行う災害応急対策のうち最も初期対応が必要な①広域緊急医療、②救助・救急・消火、③緊急輸送について意見交換を行いました。

これらの議論をふまえ、内閣総理大臣から早急に対処すべき課題として4項目について指示があり、平成16年4月20日に開催された中央防災会議で検討結果を総理大臣へ報告しました。



■緊急消防援助隊受け入れ訓練

写真提供：埼玉県

内閣総理大臣指示事項および検討結果

①広域医療搬送計画を定めること（厚生労働省）

（検討結果）

- ・広域医療搬送の対象となる患者の症状と目標とする患者数（阪神・淡路大震災の経験をふまえ、約490人）を設定。
- ・被災地域外の全国の医療施設において、広域搬送患者を受け入れることが可能。
- ・広域医療搬送に従事する医師は必要数約100人に対して不足。災害拠点病院なども含めた医師等の派遣体制の構築が課題。

②消防および警察庁の広域援助隊の派遣計画を策定すること（消防庁・警察庁）

自衛隊や広域援助隊の活動拠点の確保を図ること（消防庁）

（検討結果）

- ・緊急消防援助隊の運用方針を策定
陸路で12時間以内に約1,200隊を派遣。
- ・広域緊急援助隊など（警察）の派遣計画を策定
60時間以内に約20,000人を派遣。
- ・広域援助部隊の活動拠点の選定
警察、消防、自衛隊の部隊活動の拠点として、465か所の拠点を決定。



■広域緊急援助隊受け入れ訓練
写真提供：神奈川県

③自衛隊機の利用計画を定めること（防衛庁等）

（検討結果）

- ・自衛隊員および資機材の輸送と広域医療搬送の両立を図ることを基本として計画を策定。

④災害発生時に重点的に確保すべき緊急輸送ルートの調整を図ること（警察庁、国土交通省）

（検討結果）

- ・広域援助隊の部隊の進出拠点までの路線を重点的に確保するための「緊急輸送ルート事前計画」を策定。
- ・発災後の状況をふまえて事前計画を見直し、これに基づき部隊が進出。



東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、東南海・南海地震対策に関する国の基本的方針、東南海・南海地震防災対策推進計画および対策計画で定めるべき事項などを定めた「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」が、平成16年3月31日に中央防災会議で作成されました。

東南海・南海地震防災対策推進基本計画とは

「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）は、東南海・南海地震対策の基本となる事項を定めた計画で、東南海・南海地震対策の推進を目的として平成15年7月に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「東南海・南海地震法」という。）の規定に基づいて、中央防災会議によって作成されます。昨年12月に、内閣総理大臣が1都2府18県652市町村（平成15年12月17日現在）を推進地域に指定したことを受けて、基本計画の作成作業が進められてきました。

基本計画の概要

基本計画は、昨年12月に中央防災会議で決定された「東南海・南海地震対策大綱」に沿って作成されており、(1) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、(2) 東南海・南海地震防災対策推進計画の基本となるべき事項、(3) 東南海・南海地震防災対策計画の基本となるべき事項、(4) 推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項、の4つの章からなります。各章の概要は以下のとおりです。

(1) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

東南海・南海地震やその被害の特徴をふまえ、推進する必要がある防災対策について定めています。

津波防災対策については、防潮堤や堤防などの耐震点検や重点箇所をしぼった計画的な補強・整備を実施し、水門の自動化や遠隔操作化を推進することとしています。この他、避難地の整備、沿道建物の耐震化などによる安全な避難路の確保、地域住民も参画した津波避難計画作成などを通じて、津波避難に係る意識の啓発を図ることとしています。

被害が広域にわたることから、地震に対処するため地域の総合的な防災力の向上が不可欠です。このため、地震に係る正確な知識や日頃からの備えなどについて普及啓発を実施することとしています。この他、国は広域的

な活動の手続きや内容などを具体化した「東南海・南海地震地震応急対策活動要領」を策定することとしています。

計画的かつ早急な予防対策を推進するため、学校や病院などの重要な建物について、耐震診断、耐震改修などの耐震化対策を推進することとしています。この他、長周期地震動対策の推進、文化財保護対策の実施についても推進することとしています。

また、東南海、南海地震が時間差を持って発生するおそれがあることから、こうした点を考慮した避難計画や広域応援計画を策定することとしています。

(2) 東南海・南海地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

推進計画は防災関係省庁（指定行政機関）、大手通信事業者、大手ライフライン事業者などの指定公共機関、都府県市町村が各々必要な事項について定める計画です。

避難地、緊急輸送ネットワークなどの地震防災上緊急に整備すべき施設について明示するとともに、整備にあたっては年次計画を策定するなどとしています。

津波から円滑な避難を確保するため、津波からの防護施設の整備、津波警報など情報の伝達ルートや方法に係る事項、居住者などに対する避難場所の確保や避難誘導の方法、意識の啓発などの事項について明示することとしています。この他、水道、電気などの事業に応じて定めるべき事項、交通対策などについて明示することとしています。

また、災害対策本部の設置や要員参集体制などの防災体制に関する事項、防災訓練に関する事項、教育および広報に関する事項について明示することとしています。

(3) 東南海・南海地震防災対策計画の基本となるべき事項

対策計画は、基本計画の別表に示す区域内の法律、政令に掲げる津波対策を講ずべき事業者が作成する計画です。津波からの円滑な避難のため、必要な対策やその要員の確保については事業種にかかわらず共通して定めることとしています。

また、事業種に応じて、津波警報などの情報の伝達に係る事項、避難誘導方法およびその責任者、円滑な避難に影響を与える現象（火災、危険物流出など）の発生を防止するための必要な措置などについて定めることとしています。



(4) 推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

東南海・南海地震対策を連携して推進するため、定期的なフォローアップを図ることが重要であるとされています。

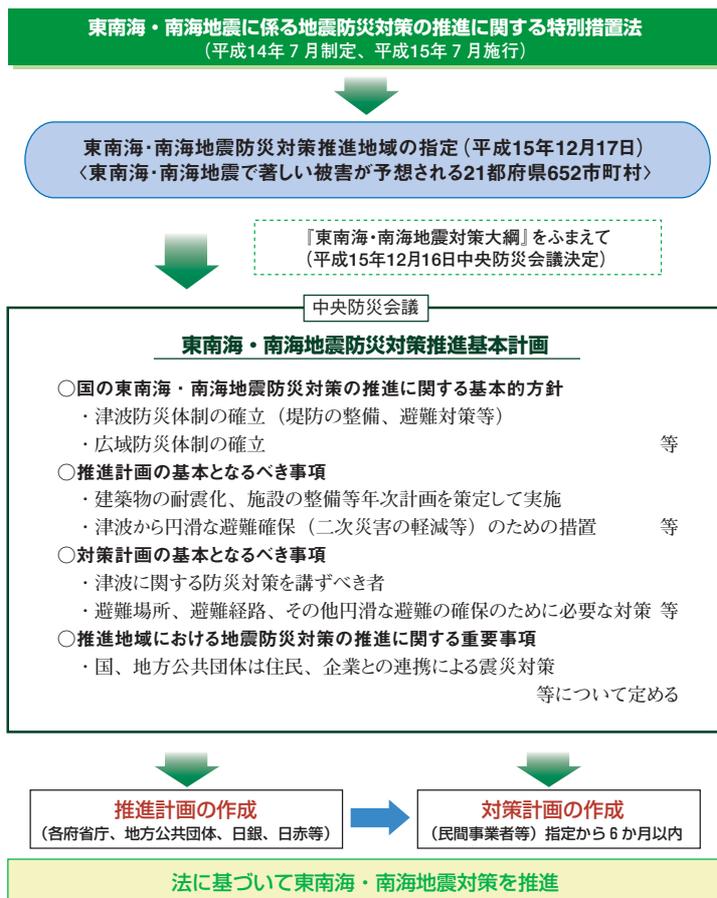
また、理学分野、工学分野、社会科学分野などが連携して、東南海・南海地震対策に係る調査研究を推進するとともに、研究機関と行政機関の連携を図ることとしています。

この他、国、都府県市町村、地域住民などがある機能的に連携して、総合的な防災訓練を実施することとしています。

今後の予定

今後、基本計画を受けて、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体は推進計画を、対象となる民間事業者は対策計画をそれぞれ作成します。

国、地方公共団体、民間事業者等は計画に沿って、各種防災施設や観測施設の整備、地震や津波防災意識の啓発、防災訓練の実施など、東南海・南海地震に係る防災対策を推進し、東南海・南海地震に備えます。



長周期地震動対策関係省庁連絡会議開催

内閣府、防衛施設庁、総務省消防庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省で構成する「長周期地震動対策関係省庁連絡会議」(議長：内閣府大臣官房審議官(防災担当))が発足し、平成16年3月17日に会合が開催されました。

対象とする長周期地震動は、周期が2秒から20秒程度のゆっくりとした揺れのこと(周期がより長い地震動と区別して「やや長周期地震動」と呼ばれることもあります)で、通常の木造家屋などにはほとんど影響がないとされていますが、超高層ビルや石油タンク、長大構造物に対し影響を及ぼすおそれがあるとされています。実際に、平成15年9月の十勝沖地震では、石油タンクの内容物が地震による長周期地震動によって大きく揺さぶられ、浮き屋根が沈み、内容物が空気と触れることによって火災が発生しました。

この長周期地震動については、昨年12月に中央防災会議で決定された「東南海・南海地震対策大綱」において、「国・地方公共団体・関係事業者等は、連携してこのような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について調査研究を進め、新たな対策の必要性を検討する」

と指摘されています。

これらに基づき、関係省庁間で長周期地震動対策にかかる情報交換を積極的に行うとともに、各般の施策の連絡調整および推進に努めることを目的として同会議が発足しました。

会議では、土木学会の濱田副会長によって、土木学会、日本建築学会による長周期地震動に関する共同研究などの取り組みについてご説明いただきました。また、内閣府、総務省消防庁、国土交通省により長周期地震動対策に係る現在の状況について説明がありました。この他、構成する省庁によって同会議の趣旨および規約が確認されました。

今後、必要に応じて会議を開催し、長周期地震動対策に係る情報交換などを行う予定です。



津波・高潮ハザードマップマニュアルを策定

地方公共団体では、技術的な問題などにより津波や高潮のハザードマップが十分に整備されていないことから、内閣府、国土交通省および農林水産省は、地方公共団体による津波や高潮のハザードマップの作成・活用を支援するため、「津波・高潮ハザードマップ研究会（座長：河田恵昭 京都大学防災研究所 巨大災害研究センター長）」を設置し、計5回の検討を重ね、3月9日に「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を公表しました。

■津波・高潮ハザードマップマニュアルの概要■

津波ハザードマップ、高潮ハザードマップとは、津波や高潮による被害が想定される区域とその程度を地図上に示し、必要に応じて避難場所や避難経路などの防災関連情報を加えたもので、津波や高潮の防災対策を検討する上で基礎的な資料となるものです。「東海地震対策大綱」や「東南海・南海地震対策大綱」においても、津波ハザードマップの整備の推進が明記されています。

●構成

本マニュアルには、津波や高潮のハザードマップの必要性や位置付け、作成目的、整備主体、利活用方策などの基本的な考え方や標準的な浸水予測計算方法、浸水範囲などの表現方法および住民への周知方法や利活用方法などが、津波や高潮のハザードマップ作成と活用の流れ（下図）に沿って記載されています。

■津波・高潮ハザードマップ作成・活用の流れ



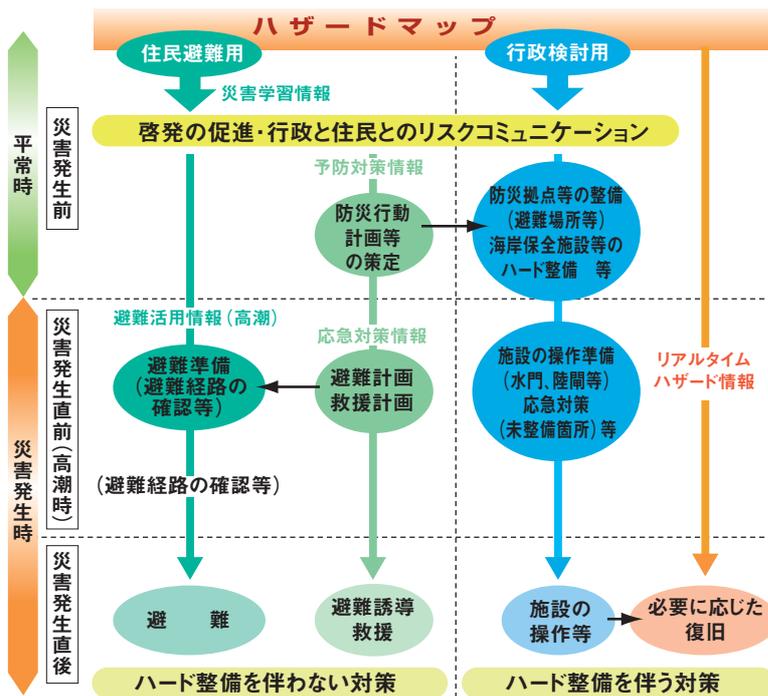
●「住民避難用」と「行政検討用」のハザードマップ

本マニュアルでは、津波や高潮のハザードマップを、「住民避難用」と「行政検討用」に分け、「住民避難用」は、住民の迅速かつ的確な避難に、「行政検討用」は、行政の防災対策の検討に活用するため作成するとしています。その作成時の留意点として例えば、「住民避難用」については、作成段階から地域住民が参画できる仕組みの必要性について記載しています。これにより、住民の意識が向上するとともに、地域の状況に則したより効果的なハザードマップになると考えられます。

このようにして作成された津波や高潮のハザードマップは、住民の避難計画の策定や、避難所の整備、海岸保全施設のハード整備の検討など、災害の発生前や発生後の各段階において、利活用されます（下図）。

津波・高潮ハザードマップ研究会ホームページ
http://www.mlit.go.jp/kowan/hazard_map/hazard_map.html

■災害の各段階における津波・高潮ハザードマップの利活用





地域と社会の防災力向上のための意見募集を実施

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会

中央防災会議に設置されたこの専門調査会は、昨年9月18日に第1回会合を実施して以来、「防災まちづくり」と「市場・防災社会システム」の2つの分科会に分かれて活発な議論を行ってきました。この5月までの開催回数は、全体の調査会が2回、分科会が8回の計10回上っています。

こうした精力的な議論を通じて、わが国の防災対策が効果的に進むためには、行政が実施する「公助」への期待のみでなく、地域住民やNPO、企業などが主体的に対応する「自助」や「共助」との相互補完による総合的な防災力向上の推進、さらには、そのために官民が連携・協働していくべき課題などが少しずつ具体的になってきました。

これらの経緯や配付資料については、内閣府の防災情報ホームページで逐次公開されているので、どなたでもご覧になれます。「防災まちづくり分科会」で紹介された防災まちづくりモデル事業6地区での活動内容や、「市場・防災社会システム分科会」における民間活力推進のための議論内容などが掲載されています。

またこの一環として、去る4月14日開催された第2回専門調査会会合において、今後のとりまとめスケジュールや方向性ととも、より広く一般の方から防災力向上に役立つご意見やアイデアを募集することが決定されました。4月30日から6月4日までの期間で、防災情報のホームページを通じた意見募集を行っています。

募集の対象は次の6項目です。

- ①防災対策についての基本的な考え方
- ②防災知識と情報普及(住宅耐震化の促進など)
- ③市民や企業などの防災対策
- ④災害発生直後の対応
- ⑤企業の役割
- ⑥その他の自由な意見やアイデア

集まったご意見は、専門調査会結果に適切に反映されることになっています。調査会は8月を目途に最終報告をとりまとめる予定ですが、そこで示される提言が単なる報告に終わることなく、ぜひ具体的な対策・施策として実現していくよう、関係機関の一層の努力が望まれます。

なお、今号の広報「ぼうさい」巻頭言で、専門調査会座長をお引き受けいただいている東京海上火災保険(株)の樋口委員から、企業関係者の視点で貴重なご意見をいただきました。そちらもあわせてぜひお読みください。

防災基本計画が修正されました

防災基本計画の修正が、3月31日に中央防災会議で決定されました。その概要は次のとおりです。

第1に、東海地震に係る修正として、東海地震異常データ観測時から災害応急活動終了までの広域応急対策活動を、東海地震応急対策活動要領に基づき実施する点です。第2に、東南海・南海地震防災対策推進基本計画の策定などにとまなう事項です。

また、今後全国的に対応を進めることが必要とされる、長周期地震動が構造物に及ぼす影響についての調査研究や、水門の自動化などの津波対策、その他の施策の進展をふまえた修正も対象になっています。

さらに、新たな法令などの施行にとまなう修正が含まれています。



国連防災世界会議 第1回準備会合を開催

2005年1月18日から22日まで、兵庫県神戸市において国連防災世界会議*が開催されます。それに向け、国連加盟国、関係国連機関などが参加した第1回の準備会合が、5月6～7日の両日、スイスのジュネーブにある国連欧州本部において開催されました。今回はその準備会合の概要について、お知らせします。

※開催経緯や国内での準備の詳細は、広報 ぼうさい19号（2004年1月）と20号（2004年3月）をご覧ください。

第1回準備会合の議題

準備会合の冒頭で、エクアドル、ドイツ、ロシア、イラン、モロッコの5か国を準備会合の役員として選出し、エクアドルが議長、ホスト国である日本が共同議長に就任しました。

次に、国連国際防災戦略（ISDR）事務局から世界会議の準備状況が報告され、世界会議における手続規則やNGOなどの参加認定の基準が決定されました。

また、前回（1994年）、横浜で開催された世界会議において採択された「横浜戦略とその行動計画」の見直しの概要について、事務局から説明がありました。

続いて、世界会議の成果として、どのような事項の検討を深めていくべきかについての意見交換が行われ、

- ①2005～2015年の期間に、自然災害への脆弱性を減少させる取り組みを加速させるためには、政治的なモーメンタム（勢いづけ）を高めるための宣言が必要である。
- ②そうした宣言に盛り込まれる戦略ビジョンを実現するための政策手段として、具体的な実施計画が必要である。
- ③さらに、会議の成果を裏付けるために、事後的に各国の活動をフォローアップするためのメカニズムや、国際的な防災協力を行う具体的なパートナーシップのメカニズムを創設すべきではないか。

などの意見が交わされました。

日本政府の立場

準備会合には、外務省のほか、内閣府から原田正司大臣官房審議官が出席し、防災世界会議において達成すべ



■ 第1回準備会合の会場風景（右上写真：原田正司大臣官房審議官等が出席）

き目標として、「災害に強いコミュニティの創造」を目指すべきであり、そのために政府、一般の人々を含め、取り組むべき目標の設定、開発計画策定時からの防災の視点を取り組む重要性、早期警報やグッドプラクティス（優良事例）などの情報面の強化などを指摘するなど、日本の国際防災に対する基本的な考え方を発表しました。

また、開催地を代表して兵庫県の齋藤富雄副知事も出席し、会議開催に向けた地元の熱意を訴えるとともに、阪神・淡路大震災で学んだ教訓や経験を世界に発信し、国際貢献を図っていききたいと発言しました。

今後の準備スケジュール

今後、第1回準備会合での議論をもとに、日本政府は国連国際防災戦略（ISDR）事務局や国連加盟国などとともに準備を進めていきます。

第2回の準備会合は10月11～12日の両日にスイスのジュネーブで開催が予定されており、世界会議で採択される宣言案の内容などを検討する予定です。



住基カードを活用した避難者情報サービスについて

財団法人 地方自治情報センター

1. 住民基本台帳カードとは

住民基本台帳カード（住基カード）は、居住地の市区町村へ申請すれば、誰でも交付してもらうことのできる、非常にセキュリティの高いICカードです。住基カードの申請時に写真付きのタイプを希望すれば、券面に記載される情報に基づいて、身分証明にも利用できます。例えば、銀行口座の開設や携帯電話の新規購入の際に利用することが可能です。



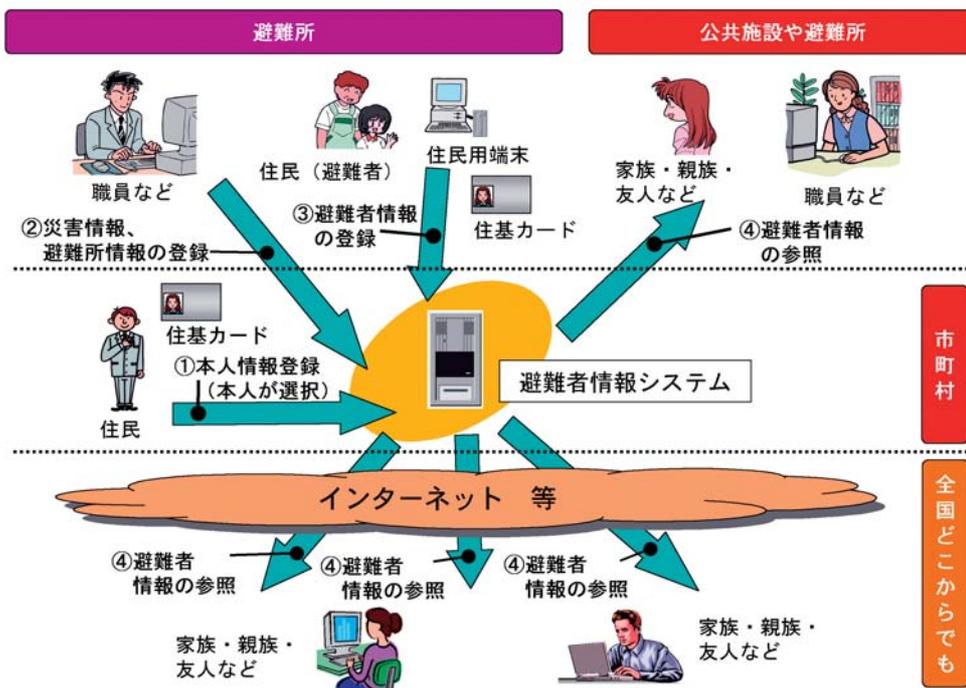
住基カードは、そのメモリーを利用して、住民基本台帳ネットワークシステムにおける転入・転出の手続きの簡素化や住民票の写しの広域交付、さらに公的個人認証サービスにおける秘密鍵、電子証明書などの保存用カードとして活用が可能です。また、メモリーの空き領域については、証明書などの自動交付サービスや公共施設予約サービスなど、市区町村の条例で定める独自サービスに利用することが可能です。

2. 避難者情報サービスについて

財団法人地方自治情報センターでは、住基カードのメモリーの空き領域を活用した「ICカード標準システム」を開発し、そのソフトウェアを希望する市区町村に対して無償で提供しています。ICカード標準システムを活用することにより、住基カードを利用した住民サービスを容易かつ安価に提供できます。

このICカード標準システムのサービスのひとつに、避難者情報サービスがあります。これは、災害時に避難した住民など（避難者）が、避難所などに設置されている端末などから避難者本人の情報を登録すれば、離れた場所にいる家族などが、登録されている人の避難先などを把握することができるサービスです。避難者が登録する基本的な本人情報は、氏名、住所、性別、連絡先などですが、これら以外に、けがの有無や簡単なメッセージなどを追加設定することが可能です。

本人情報の入力の際に住基カードを利用すれば、カードに登録された情報を読み出すことにより、キーボードによる入力の手間を省くことが可能です。また、居住者以外の方が災害に遭遇した場合でも、災害が発生した地域で、避難した人が本人情報を登録する際に、住基カードに登録してある情報を利用することができます。なお、避難者が情報を入力する端末装置は、サーバーとネットワークで接続された端末ばかりでなく、オフラインの移動型端末も利用することができます。



市区町村が、登録された避難者情報をインターネットに公開すれば、全国どこからでも検索することが可能となります。個々の避難者情報の提供に際して、プライバシーの問題などに配慮すれば、災害時に一般の人々のニーズが最も高い情報を提供でき、不安を取り除くことができるなど、有効に活用されることが期待されます。

—お問い合わせ先—
 (財)地方自治情報センター
 研究開発部
 担当：井上、飯島、関
 TEL 03-5214-7502
 e-mail : icss01@lasdec.or.jp
<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/>



阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの研修事業

～来るべき超広域巨大災害に備えて～

人と防災未来センターは、その機能のひとつである「災害対策に係る実戦的な人材の育成」の一貫として、地方公共団体の首長や防災を担当する幹部職員などを対象とする「災害対策専門研修（トップフォーラム、マネジメントコースA・B、特設コース）」、ボランティア関係者を対象とした災害ボランティアコーディネーター育成のための「ボランティアコーディネーターコース」、さらに、海外の防災行政担当者を対象とした「国際協力機構（JICA）からの受託研修」などの研修事業を実施しています。

人と防災未来センターの研修事業は、

- ・次代の防災専門家として期待されているセンターの**専任研究員**が、各々の専門的知見を持ち寄り、カリキュラムを編成するなど、研修の企画・運営に積極的に携わっている。



■河田センター長の講義



■図上演習システムを使った図上訓練

- ・**充実した講師陣**が、**阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、巨大災害対策**に必要な事項を体系的に網羅する。
 - ・講師との意見交換だけでなく、受講者間での意見交換の時間を用意し、受講者間の「顔の見える関係」の構築、継続的な**ネットワークづくり**を推進する。
- という特色があります。

■平成15年度研修事業の概要

当センターでは、平成15年度において、下記のとおり研修を行いました。

| コース名 | 目的 | 対象(延べ人数) |
|--|---|--------------------------------------|
| トップフォーラム H16. 1.22 | 今後発生する災害に対し、自治体のトップに求められる危機管理能力・災害対応能力の向上をめざす。 | 知事・副知事、市町村長・助役 23人 |
| マネジメントコースA H15. 5.13～ 5.22 H15.10.14～10.23 | 阪神・淡路大震災の経験と教訓をベースに、大規模災害発生時に各種の対応が同時進行的に展開する状況を横断的・総合的にとらえ、これに対処する能力を向上させるとともに、新たな危機を予防・軽減化するための視点や考え方、手法などについて学ぶ。 | 地方公共団体における防災・危機管理担当責任者など 71人 |
| マネジメントコースB H15. 5.27～ 6.12 H15.11. 4～11.20 | 災害発生のメカニズムや阪神・淡路大震災の経験をふまえた各部門の災害対応ならびに災害対策のあり方など、Aコースの前提となる基礎的な知識について体系的に学ぶ。 | Aコースの対象者を補佐する者など 138人 |
| 特設コース 〔「図上訓練」コース〕 H16. 1.26～ 1.27 | 図上訓練の初心者を中心に、図上訓練の内容と効果について実際の図上訓練を通して学ぶと同時に、初動対応期における対応の要諦について座学・演習を通して実戦的に学ぶ。 | 地方公共団体の防災担当者 40人 |
| 特設コース 〔「小規模自治体防災」コース〕 H16. 2. 2～ 2. 3 | 専門家からの講義や受講者間の議論を通じて、小規模自治体のメリット（比較的強いコミュニティ等）を活かした対策など、小規模自治体であればこそ可能な対応などについて学ぶ。 | 防災専門の部署を設置していない市町村の防災担当職員 22人 |
| ボランティアコーディネーターコース H16. 1.19～ 1.21 | 民間の支援を被災地に効果的に導入するノウハウ（知識と実践）を収集・整理し、さらにそれらの「知」を実践に活かせる人材の育成をめざす。 | 災害ボランティア等でボランティアコーディネーターをめざす者 25人 |

※「国際協力機構（JICA）からの受託研修」、「内閣府からの受託研修」については省略。

■平成16年度研修について

今年度も、前年度同様右記の予定で各種研修を行う予定です。関係地方公共団体等には直接ご案内するとともに、順次、ホームページ(<http://www.dri.ne.jp>)の「センターニュース」に掲載予定ですので、ぜひご参加ください。

－お問い合わせ先－

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
防災未来館6階
人と防災未来センター事業課
TEL 078-262-5067, 5068 FAX 078-262-5082
e-mail pro@dri.ne.jp

・トップマネジメントコース

平成16年7月1日（木）

・特設コース（「図上訓練」コース）

平成16年7月15日（木）～16日（金）

・ボランティアコーディネーターコース

平成16年8月頃（予定）

・マネジメントコース（秋期）

Aコース：平成16年11月 9日（火）～18日（木）（予定）

Bコース：平成16年10月12日（火）～28日（木）（予定）

＜春期は5月11日から6月10日まで実施中＞

・特設コース（「小規模自治体防災」コース）

平成16年秋頃（予定）



平成16年度総合防災訓練 大綱を決定

去る4月20日開催の中央防災会議において、「平成16年度総合防災訓練大綱」が決定され、指定行政機関の長、指定公共機関の代表および都道府県防災会議会長あてに通知されました。

この訓練大綱は、平成16年度において、国、地方公共団体、指定公共機関などが相互に連携して防災訓練を行う際の基本的な方針などを示すものです。

今年度の政府総合防災訓練のポイント

- 実践的、実効的な訓練の推進と訓練の評価、計画の見直し
- 地域の訓練への支援と広域的な訓練の推進
- 訓練広報と国民参加型訓練の工夫・充実
- 計画的訓練・研修による防災担当者の人材育成

総合防災訓練は、防災関係の各機関が組織をあげて日頃からの災害に対する準備状況を点検・確認する重要な機会です。

このため、今年の訓練では、あらかじめ設定した訓練想定地震などの情報資料を基に、各省庁所管事項に係る被害状況を各省庁自身が想定し、これらに対処するための応急対応活動計画などについて、総点検を行うこととしています。

さらに、訓練の結果をふまえて、応急対策活動要領やアクションプランなどの見直しを行います。

このような訓練サイクルを毎年繰り返すことにより、政府全体として、実効性ある防災組織体制の整備を図ります。

訓練大綱の概要

■9月1日(月)の「防災の日」に、地震を想定した政府総合防災訓練を、次のとおり実施します。

●東海地震に係る訓練

地震防災対策強化地域(東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県および三重県)における地方公共団体と連携を密にし、東海地震応急対策活動要領に基づく政府本部運営訓練を実施するほか、実動省庁との連携を強化し、大規模かつ広域的な地震防災・災害応急対策訓練を実施

・政府本部運営訓練

内閣総理大臣をはじめとする全閣僚が参加して、緊急災害対策本部会議を開催など



■平成15年度八都県市合同防災訓練
写真提供・・・横浜市

・情報の収集・伝達・処理に関する訓練

東海地震に関連する情報などの伝達、地震防災情報システムを活用した被害状況の推計、中央防災無線網、衛星通信装置などのシステムの活用、ヘリテレ伝送システムを活用した映像情報の収集

・現地訓練

静岡県において、関係省庁の現地対策要員を派遣し、現地本部開設・運営訓練、警察庁、消防庁、海上保安庁および陸海空の統合運用の自衛隊による大規模な広域災害応急対策訓練、政府調査団の派遣

●南関東地域直下の地震に係る訓練

八都県市合同防災訓練と連携して、地震災害応急対策訓練を実施

・現地訓練

横浜市訓練会場へ政府調査団を派遣

■平成17年1月に、南関東地域直下の地震を想定して、状況付与方式とロールプレイング方式を組み合わせた応用型の図上訓練を実施します。

■原子力災害対策特別措置法に基づき、文部科学省および経済産業省が共同で計画を作成し、国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者などが協力して11月上旬に東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所における事故を想定した訓練を実施します。

・政府本部運営訓練

内閣総理大臣をはじめとする全閣僚が参加して、政府原子力災害対策本部運営訓練を実施

・現地訓練

関係省庁の現地本部要員を柏崎刈羽原子力防災センターへ派遣し、現地対策本部開設、運営訓練および関係機関が連携し緊急事態応急対策訓練を実施

■地方公共団体等における防災訓練などについて、地震災害対応訓練の実施事項例を示し、

- ・地域の実情に応じた訓練
- ・住民が防災を考える機会の提供
- ・地域住民などの連帯による自主的な防災訓練の普及推進
- ・防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進 等を行うこととしています。

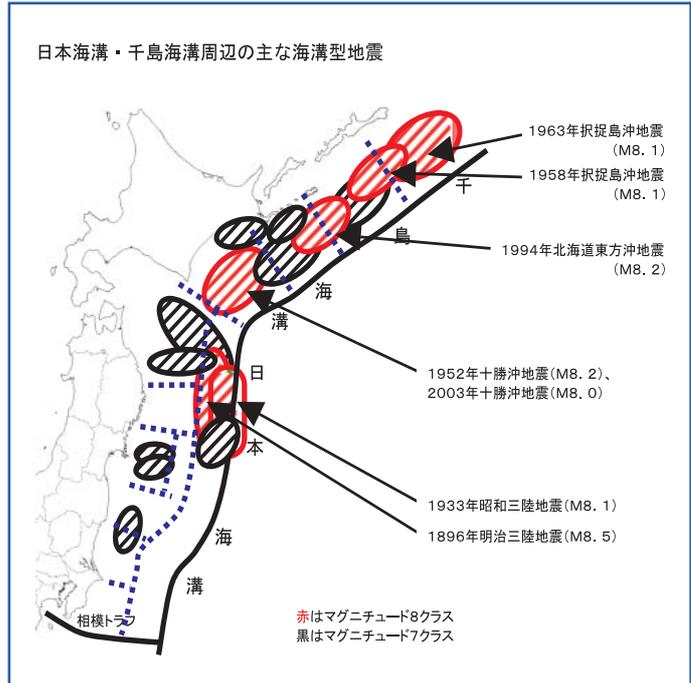


「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が成立

房総半島の東方沖から択捉島の東方沖にかけての太平洋側の広い範囲にわたる日本海溝・千島海溝周辺の地域で発生が想定されている大規模地震の被害軽減を目指す「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が3月26日に成立し、4月2日に公布されました。

日本海溝・千島海溝周辺では、マグニチュード7～8クラスの大規模な地震が過去に頻発しており、約40年間隔で発生する宮城県沖地震など切迫性が指摘されている地震や、明治三陸地震のように甚大な被害をもたらす地震の発生が予想されています。中央防災会議では、昨年10月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」を設置し、検討を重ねてきています。今後は、この地域で発生が予想される海溝型地震のうち、防災対策の対象とすべき地震を検討した上で、その地震による被害を想定し、法の施行期限である来年秋を目途に必要な防災対策を検討する予定です。

この法律では地震により著しい災害が発生するおそれのある地域を推進地域として指定し、国、地方公共団体、民間事業者等は各種計画を策定することとされています。この他、積雪寒冷地域であることに配慮して、地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備に努めることとされています。



ヤン・エグランド国連事務次長が訪日



■ヤン・エグランド
国連事務次長

と会談し、会議の準備について確認するとともに、世界会議の成功に向けた国連と日本政府の協力体制について話し合いました。

会談後、エグランド事務次長は記者会見を行い、「数多くの自然災害を経験した日本は、災害対策についても進んでおり、国際的な防災面でのリーダーであることを期待している。」と話され、「日本が今回の世界会議をホスト国として開催することについて非常にうれ

しく思っている。アクション指向型の会議であり、実際の成果が上がるユニークなものになると考えている。」と熱く語っておられました。

◆ 6月～7月の防災関係行事予定 ◆

| | |
|------|---|
| 6月上旬 | 第7回富士山ハザードマップ検討委員会 |
| 6月下旬 | 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第8回) |
| 7月上旬 | 中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」防災まちづくり分科会(第5回) |
| 7月上旬 | 中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」市場・防災社会システム分科会(第5回) |
| 7月下旬 | 中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」(第3回) |

● 内閣府 (防災担当) 人事異動 ●

| 平成16年 3月23日付 | 新 | 旧 |
|-----------------------------|---|---|
| 参事官補佐 (調整・首都直下担当) | 麻生 竜伸 防衛庁陸上幕僚監部運用課から | 竹田 保 防衛庁へ (陸上自衛隊対馬警備隊第三科長) |
| 平成16年 3月24日付 | 新 | 旧 |
| 参事官補佐 (情報集約担当) | 丸山 直紀 警察庁長官官房人事課付(奈良県警察本部刑事部捜査第二課長)から | |
| 平成16年 3月31日 | 新 | 旧 |
| 参事官補佐 (大震法・地防法担当) | | 筒井 智紀 国土交通省大臣官房人事課長補佐へ (→4.1東京都知事本部企画調整部調整担当課長) |
| 平成16年 4月1日付 | 新 | 旧 |
| 防災通信官 | 江州 秀人 国土交通省国土技術政策総合研究所高度情報化研究センター情報研究官から | 小田桐 俊悦 国土交通省大臣官房付へ |
| 参事官補佐 (立川災害対策本部予備施設運用・管理担当) | 兒島 正明 大臣官房総務課課長補佐から | 柿本 譲 大臣官房人事課課長補佐 併任 日本学術会議事務局日本学術会議委員推薦管理事務室へ |
| 参事官補佐 (総括・調整担当) | 松家 新治 国土交通省国土計画局大都市圏計画課課長補佐から | 中川 雅章 国土交通省大臣官房人事課長補佐へ |
| 参事官補佐 (調整担当) | 両角 明 総務省大臣官房政策評価広報課広報室広報報道専門官から | 中村 正知 総務省統計局統計調査部調査企画課統計情報官 (審査担当) へ |
| 参事官補佐 (調査・火山対策・東南海法担当) | 尾崎 友亮 気象庁地震火山部地震予知情報課プログラマーから | 齋藤 誠 気象庁地震火山部管理課即時地震情報調整官へ |
| 参事官補佐 (大震法・地防法担当) | 佐藤 弘之 国土交通省国土計画局地方計画課課長補佐から | |
| 行政実務研修員 (総括担当) | 児玉 洋明 首都高速道路公団保全施設部保全企画課から | |
| 行政実務研修員 (調査担当) | 秋元 伸哉 静岡県環境森林部環境衛生科学研究所から | 高部 信孝 静岡県総務部防災局災害対策室へ |
| 行政実務研修員 (総括・調整担当) | 池田 泰浩 名古屋市消防局総務部総務課から | 山田 尚功 名古屋市消防局防災部防災室防災計画係へ |
| 行政実務研修員 (総括・訓練担当) | 小沼 裕司 横須賀市消防局総務課企画研修担当から | 加藤 潤一 横須賀市消防局総務課企画研修担当へ |
| 行政実務研修員 (計画担当) | 松田 淳吾 兵庫県県民政策部知事室広報課から | 中安 祐介 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部復興推進課へ |
| 行政実務研修員 (広域防災担当) | 西田 治彦 和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課から | 茂田 紀宏 和歌山県危機管理局総合防災課へ |
| 行政実務研修員 (総括・企画担当) | 浦川 稔弘 神戸市交通局職員課から | 香川 幸生 神戸市みなと総局経営部総務課へ |

◆ 3月～5月の動き ◆

- 3月29日 住宅における地震被害軽減方策検討委員会 (第3回) の開催
- 3月30日 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第5回) の開催
- 4月14日 中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」(第2回) の開催
- 4月20日 中央防災会議の開催
- 4月21日 災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会 (第3回) の開催
- 4月23日 三宅島帰島プログラム準備関係省庁等連絡会議の開催
- 4月26日 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第6回) の開催
- 5月12日 中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(第3回) の開催
- 5月17日 中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」防災まちづくり分科会 (第4回) の開催
- 5月17日 第6回富士山ハザードマップ検討委員会の開催
- 5月19日 名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会 (第6回) の開催
- 5月25日 中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」市場・防災まちづくり分科会 (第4回) の開催
- 5月26日 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第7回) の開催

表紙写真：過去の災害で被災した住宅

左上：地震の揺れで全壊した民家（阪神・淡路大震災 1995年1月）

写真撮影：防災&情報研究所

右上：噴石と泥流により被災した公営住宅（有珠山噴火災害 2000年7月撮影）

写真提供：宇井忠英 北海道大学名誉教授

左下：土石流で押し流され、被災した民家（九州豪雨災害2003年7月）

写真提供：熊本県水俣市

右下：地震の揺れで壊れた町営住宅（宮城県北部地震 2003年7月）

写真提供：宮城県矢本町

監修 内閣府(防災担当)

〒100-8972 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
(中央合同庁舎第5号館3階)
TEL：03-5253-2111 (大代表)
URL：http://www.bousai.go.jp



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車
B3b出口より連絡通路へ